

定期積金からの振替専用 金利上乘せ定期預金「夢をかなえるパートナー」

令和3年7月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期・スーパー定期300[単利型]） 定期積金からの振替専用 金利上乘せ定期預金「夢をかなえるパートナー」</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人（屋号付など事業用としての口座や同好会など団体名での口座ではお申込みいただけません。）</li> </ul>
3. 預入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫へお預入れいただいている次の①～③全ての条件を満たした定期積金の満期解約と同時に、その満期解約金の範囲でのお預入に限ります。（満期自動解約の場合は、満期自動解約後1か月以内に、自動入金口座からその満期解約金の範囲でのお預入に限ります。）</li> <li>《定期積金の条件》</li> <li>①契約日平成20年11月4日以降</li> <li>②払込回数20回以上</li> <li>③満期解約金100万円以上</li> <li>定期積金と同一名義でのお預入となります。</li> <li>満期解約金の一部をお預入れいただく場合、残額は当金庫ご本人様名義の預金口座へ入金または振替させていただきます。</li> <li>（注）定期積金を中途解約した資金のお預入れはできません。</li> </ul>
4. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式…1年</li> <li>* 預入時の申出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。</li> </ul>
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位 (4) 預入店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>1口あたり100万円以上1,000万円未満</li> <li>複数口座でのお預入れをご希望の場合、一口座ごとの預入金額は100万円以上になります。また、お1人様あたりの合計預入金額は対象定期積金の満期解約金の範囲内とします。</li> <li>1円単位</li> <li>対象とする定期積金のお取扱い店とします。</li> </ul>
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
7. 利息 (1) 適用金利  (2) 自動継続後の適用金利 (3) 利払方法 (4) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利…預入日のスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率に、0.01%上乘せした利率を満期日まで適用します。（平成25年4月1日現在）</li> <li>なお、上乘せ利率は、市場動向の変化などにより変更となる場合がありますので、予めご了承ください。</li> <li>満期日におけるスーパー定期またはスーパー定期300の1年ものの店頭表示利率を適用します。（上乘せ利率は適用されません）</li> <li>満期日以降に一括して支払います。</li> <li>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。</li> </ul>

8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。</li> </ul>
9. 手数料	—————
10. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マル優のお取扱いができます。</li> </ul>
11. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金を満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算したお利息とともに支払います。</li> </ul>
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利は、窓口へご照会ください。</li> </ul>
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03 - 3913 - 1158）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</li> <li>・ 満期日が休日に該当した場合、翌営業日を満期日とさせていただきます。（自動継続・自動解約扱いは除きます。）</li> <li>・ 自動継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨をお申し出ください。</li> <li>・ 満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 通帳・証書でお取扱いができます。</li> <li>・ 総合口座は、ご利用できません。</li> <li>・ A T Mでは、お取扱いできません。</li> </ul>
15. 預金保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本 1,000 万円までとそのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとそのお利息が保護されます）</li> </ul>